# **第５章　ほ場整備工事**

## 第１節　一般事項

### 第５－１条　着工準備

受注者は、工事着手前に極力地区外の排水を遮断し、地区内への流入を防ぐとともに、なるべく地区内の地表水及び地下水を排除した状態で施工しなければならない。

### 第５－２条　施工順序

１．受注者は、雑物除去、仮設工（仮設道路・仮排水路・旧水路撤去・旧道路撤去）、整地工、道路工（法面整形・不陸整形・路盤工）及び水路工（排水路・幹線用水路・支線用水路・用排水路等）を検討し、最も適した施工方法、施工順序を決定しなければならない。

　　２．整地工における作業工程は、以下の工程を標準とする。

（１）表土扱いのある地区

表土はぎ取り→基盤切盛→畦畔築立→基盤整地→表土戻し→表土整地

（２）表土扱いのない地区

基盤切盛→畦畔築立→基盤整地

## 第２節　準備工

### 第５－３条　石礫、根株等の除去

１．受注者は、ほ場面に露出している石礫、根株、その他雑物の処理については次により行うものとし、やむを得ず地区外に処理しなければならないときは、監督職員の承諾を得なければならない。

（１）パイプライン工事のある区域は、パイプ布設位置を避けて埋設しなければならない。

（２）暗渠排水工事のある区域は、工事に支障のない深さに埋設しなければならない。

（３）その他の区域においては、耕作に支障のない深さに埋設しなければならない。

　　 　(４) 受注者は、地区内の根株等を全て適正に処理しなければならない。

### 第５－４条　湛水の排除

受注者は、旧水路等の埋立にあたって、必ず排水及び湧水処理を行い埋立てなければならない。

## 第３節　整地工

### 第５－５条　表土はぎ取り

１．受注者は、表土はぎ取りにあたって、現況表土の厚さを確認し、監督職員に報告しなければならない。

２．受注者は、表土はぎ取りにあたって、雑物が混入しないよう注意しなければならない。

３．受注者は、表土の基盤への混入や逸散を防止し、集積した表土が降雨等により流亡しないよう留意しなければならない。

### 第５－６条　基盤切盛

１．基盤切盛は、原則として地区内流用とする。地区外流用がある場合は、設計図書によるものとする。

２．受注者は、施工機械の走行により部分的な過転圧とならないよう施工しなければならない。

３．受注者は、基盤切盛施工にあたって、常に良好な排水状態を維持しなければならない。

### 第５－７条　盛土部沈下の防止

受注者は、盛土高さの大きい箇所又は水路埋立箇所など沈下が予想される箇所について、特に入念に施工しなければならない。

### 第５－８条　畦畔の築立

１．受注者は、計画耕区の設計図書に明示された境界線に合致するよう畦畔を設け、締固めを行い規定の断面に仕上げなければならない。

２．畦畔用土は、原則として基盤土を流用するものとする。

### 第５－９条　基盤整地

１．受注者は、基盤整地にあたって、耕作に支障のない均平度を保つよう仕上げなければならない。

２．基盤整地は、用水路側が排水路側より高くなるよう仕上げるものとする。

３．受注者は、基盤整地仕上げ完了後、監督職員の確認を得なければならない。

### 第５－10条　表土整地

１．受注者は、表土戻しにあたって、表土が基盤土に混入しないよう注意して施工しなければならない。

２．受注者は、表土整地にあたって、耕作に支障のないよう設計図書に明示する表土厚さを確保し、均平に仕上げなければならない。

## 第４節　道路工

### 第５－11条　耕作道路

１．受注者は、道路用土について、原則として基盤土を使用しなければならない。

 　　　 ただし、土質の状態により基盤土の使用が不適当と認められる場合は、監督職員と協議しなければならない。

２．受注者は、道路盛土にあたって、排水を考慮し泥ねい化の防止に努めなければならない。

３．受注者は、路面仕上げにあたって、中央部を高くし必ず横断勾配を付けなければならない。

 なお、横断勾配は設計図書によるものとする。

４．受注者は、敷砂利の施工にあたって、敷厚が均等になるように仕上げなければならない。

### 第５－12条　進入路の設置

受注者は、耕作に支障のないように進入路を設置しなければならない。

### 第５－13条　その他の道路

受注者は、その他の道路については、第７章「農道工事」によらなければならない。

## 第５節　水路工

### 第５－14条　用水路工

１．受注者は、用水路の施工にあたり、ほ場面標高等の変更による手戻りがないよう留意して施工しなければならない。

２．受注者は、用水路の溝畔について、漏水を起こすような石礫、雑物を取り除き、十分に締固め規定の断面に仕上げなければならない

３．受注者は、プレキャスト鉄筋コンクリート製品の運搬作業における取り扱いを吊金具又は支点付近で支える２点支持で行うとともに、衝撃を与えないように注意しなければならない。

 　４．受注者は、プレキャスト鉄筋コンクリート製品の保管のための積重ね段数を５段積みまでとし、損傷のないよう緩衝材を用いて、適切な保護を行わなければならない。

 　５．受注者は、プレキャスト鉄筋コンクリート製品の接合作業において、モルタル（セメント１：砂２）又はジョイント材により、漏水のないよう十分注意して施工しなければならない。

 　６．受注者は、モルタル継目の施工において、プレキャスト鉄筋コンクリート製品据付後、継目を十分清掃してから行うものとし、施工後、振動、衝撃を与えてはならない｡

７．受注者は、プレキャスト鉄筋コンクリート製品の水路底の高さを受台又は基礎により調整し、凹凸がなく仕上がりが滑かで外観を損じないよう施工しなければならない。

### 第５－15条　 排水路工

１．受注者は、排水路の施工にあたり、ほ場面標高等の変更による手戻りがないよう留意して施工しなければならない。

２．受注者は、排水路の溝畔について、漏水を起こすような石礫、雑物を取り除き、十分に締固め規定の断面に仕上げなければならない。

３．受注者は、プレキャスト鉄筋コンクリート製品の運搬作業における取り扱いを吊金具又は支点付近で支える２点支持で行うとともに、衝撃を与えないように注意しなければならない。

 　４．受注者は、プレキャスト鉄筋コンクリート製品の保管のための積重ね段数を５段積みまでとし、損傷のないよう緩衝材を用いて、適切な保護を行わなければならない。

 　５．受注者は、プレキャスト鉄筋コンクリート製品の水路底の高さを受台又は基礎により調整し、凹凸がなく仕上がりが滑かで外観を損じないよう施工しなければならない。

 　６．受注者は、計画線に対して出入り、よじれのないよう、柵渠を設計図書に示す高さに、正しく組立てなければならない。

 　７．受注者は、柵板を損傷のないよう丁寧に取り扱い、設置に際しては、特に表裏を間違わないようにしなければならない。

### 第５－16条　耕区の取水施設

耕区用水の取水施設は、原則として設計図書に明示する位置に設置するものとする。なお、現地に適合しない場合は、監督職員と協議するものとする。

## 第６節　暗渠排水工

### 第５－17条　掘削機械の操作

受注者は、掘削にあたって、ほ場面の高低及び地耐力を考慮し、設計図書に明示する深さ、勾配を維持するよう常に機械の操作に注意しなければならない。

### 第５－18条　掘削及び配管順序

１．受注者は、掘削にあたって、導水渠、集水渠、吸水渠の順に下流から上流に向かって施工しなければならない。配管にあたっては、上流から下流に向かって施工し、各連結部を円滑に接合しなければならない。また、溝底部が凸凹蛇行のないよう施工しなければならない。

２．受注者は、溝底が軟弱であったり、泥水がたまっている中に管を埋設する場合は、効用を阻害しないよう注意しなければならない。

### 第５－19条　被覆材

受注者は、被覆材について、圧密後の状態で設計図書に明示する厚さを確保し、かつ管体を十分被覆するよう施工しなければならない。

### 第５－20条　泥水流入の防止

受注者は、管の上流端について、キャップを用い土砂の流入を防がなければならない。また、布設作業を一時中断するような場合は、栓をして泥水の流入を防がなければならない。

## 第７節　ほ場内沈砂池工

### 第５－21条　ほ場内沈砂池工

 　１．受注者は、設計図書に示す位置に沈砂池を設置しなければならない。なお、この沈砂池は工事完成時に埋戻さなければならない。

 　２．沈砂池の法面整形については、第３－12条 法面仕上げの規定によるものとする。

 　３．護岸に使用するふとんかご及びじゃかごの施工については第３章 第10節 鉄線かご工の規定によるものとする。

４．護岸に使用する柵工の施工については、第５－15条 排水路工６及び７の規定に準じるものとする。

 　５．受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第１－20条 建設副産物の規定によるものとする。